

令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第9回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第9回定例総会を鎌ヶ谷市役所地下1階団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和3年10月11日（月） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 鈴木 有光 委員 | 2. 奥山 喜和子委員 | 3. 古川 和昭 委員 |
| 4. 浅海 博行 委員 | 5. 川村 誠司 委員 | 6. 石原 和弘 委員 |
| 7. 板橋 睦男 委員 | 8. 熊谷 弘和 委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 山田 芳裕 委員 | 11. 石井 正美 委員 | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 濱田 光一 委員 | 澁谷 好治 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 4名

- | | |
|-------|-------|
| 事務局 長 | 佐山 佳明 |
| 事務局次長 | 小川 史江 |
| 主任主事 | 山田 亮 |
| 主任主事 | 田中 絵美 |

4 会議日程

・議事録署名委員の指名について

・議事

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第2号 鎌ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更（追加指定）に係る意見について | 3件 |
| 議案第3号 特定生産緑地の指定に係る意見について | 32件 |
| 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について | 7件 |
| 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について | 3件 |
| 報告第3号 地目変更登記に係る照会に対する回答について | 1件 |

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第9回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、
3番、古川和昭委員、
5番、川村誠司委員を指名いたします。

浅海 議長

お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長

ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は2班です。

山田芳裕班長より総括的な報告をお願いいたします。

山田 班長

議長

浅海 議長

10番、山田芳裕班長

山田 班長

2班の現地調査の報告をいたします。

9月30日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第5条の規定による許可申請について1件、鎌ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更(追加指定)に係る意見について3件、特定生産緑地の指定に係る意見について32件の計36件です。

2班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程をよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で2班の総括報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

浅海 議長

それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事

議長

浅海 議長

山田主任主事

山田主任主事

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆、面積980平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による車両置場兼駐車場用地です。

申請理由は、譲受人は建設重機の販売リース業を営んでいますが、事業拡大に伴い車両が増加しており、既存の施設では手狭となったことから、新たな車両置場兼駐車場を計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、転圧後、砂利敷きによる自然浸透とするとともに、周囲を鉄筋コンクリート板で囲うことで土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当します。

代替性につきましては、事業所に近接しており利便性が高いことから、他の土地では代替えがきかないものと思われまます。

資金につきましては、自己資金により賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われまます。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

石井 委員 議長

浅海 議長 11番、石井正美委員

石井 委員 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

9月30日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積980平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、奥側は前面道路に比べてかなり低くなっており、土留めの鉄筋コンクリート板の高さが30センチメートルでは不十分では無いか指摘したところ、再検討の上、訂正するとの申し出があり、本日、高さを90センチメートルとして修正された事業計画書及び土地利用計画図に差し替えられたことを確認しました。

次に、土留めの鉄筋コンクリート板の強度について確認したところ、約1メートル置きにコンクリート杭で補強するため問題ないとの回答があり、また、防犯対策について確認したところ、今後必要に応じて、侵入防止のゲート設置などを検討するとの回答でした。

次に、隣接する梨畑との間に障壁が無いことから、農薬散布の際に車両にかかるなどのトラブルになる可能性があるため、事前に協議することを勧めました。

次に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、使用を開始してから6か月後に転用事実確認証明願を提出し

地目変更を行い、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

最後に、開発指導室より、コンテナ・プレハブハウス等の建築物は建築できないこと、道路河川整備課より、区域外へ雨水が直接流出しないようにすること、道路河川管理課より、協議依頼があったことを伝え、取りまとめた意見書を手渡しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第2号鎌ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更(追加指定)に係る意見について、を議題といたします。

議案の内容により審議番号1から審議番号3までを、一括審議としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長

ご異議なしと認め、審議番号1から審議番号3までを一括審議いたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いいたします。

山田主任主事

議長

浅海 議長

山田主任主事

山田主任主事

議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号鎌ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更(追加指定)に係る意見について、審議番号1から審議番号3まで一括してご説明いたします。

本件は、鎌ヶ谷市生産緑地地区事務取扱要綱第4条第1項の規定により生産緑地地区の追加指定の申出があった農地について、同要綱同条第2項に基づき、鎌ヶ谷市長より意見を求められたものです。

追加指定の要件は、生産緑地法第3条第1項に掲げる条件に該当する農地等であり、かつ、生産緑地地区の追加指定に関し、農地等利害関係人の同意が得られたものであること、生産緑地地区の追加指定の日以後、市長

が別に定める期間、農業経営を継続することが見込まれる農地等であること、面積が300平方メートル以上の規模の区域であることとされています。

本案件は、以上の要件をいずれも満たしていることを関係書類等により確認しています。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

奥山 委員 議長

浅海 議長 奥山喜和子委員

奥山 委員 議案第2号鎌ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更（追加指定）に係る意見について、審議番号1から審議番号3までを一括して報告します。

申請地は、審議番号1は、畑2筆、合計面積1,849平方メートルの樹園地、審議番号2は、畑1筆、面積991平方メートルの普通畑、審議番号3は、畑1筆、面積991平方メートルの普通畑及び樹園地で、いずれも適切に管理されていました。

また、事務局説明のとおり、申請要件を満たしていることから、問題はないものと判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

（「なし」との声多数あり）

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

浅海 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号特定生産緑地の指定に係る意見について、を議題といたします。

議案の内容により、審議番号1から審議番号32までを、一括審議としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

ご異議なしと認め、審議番号1から審議番号32までを一括審議いたします。

浅海 議長 会議規則第10条の規定に基づき、1番、鈴木有光委員、7番、板橋睦男委員、8番、熊谷弘和委員、大野辰夫推進委員の退席を求めます。

(鈴木・板橋・熊谷・大野委員退席)

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の5ページから10ページまでをご覧ください。

議案第3号特定生産緑地の指定に係る意見について、議案の内容により審議番号1から審議番号32まで一括してご説明いたします。

本件は、生産緑地法第10条の4の規定により特定生産緑地の指定の申出があった生産緑地について、鎌ヶ谷市生産緑地地区事務取扱要綱第12条3項に基づき、鎌ヶ谷市長より意見を求められたものです。

都市計画の告示を受けてから30年が経過する生産緑地で、以後も良好な都市環境の形成に資すると認められる農地が、当該指定の対象となります。本件申請地について、すべて都市計画の告示を受けてから30年を経過する生産緑地であることは、関係書類により確認しています。

特定生産緑地は、都市計画が新たに指定される令和4年11月24日から起算して10年間を指定期間とし、当該期間を経過した以降も、必要があると認められる場合は、期間を延長することとしています。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

飯田 委員 議長

浅海 議長 飯田展久推進委員

飯田 委員 議案第3号特定生産緑地の指定に係る意見について、審議番号1から審議番号32までを一括して報告します。

申請地は、審議番号1は、畑2筆、合計面積6,491平方メートルの普通畑、審議番号2は、畑4筆、合計面積2,440平方メートルの普通畑、審議番号3は、畑1筆、面積7,292平方メートルの樹園地で、一部農業用倉庫が含まれ、審議番号4は、畑2筆、合計面積3,731平方メートルの普通畑、審議番号5は、畑4筆、合計面積13,077.46平方メートルの樹園地、審議番号6は、畑3筆、合計面積9,804平方メートルの施設園芸及び普通畑、審議番号7は、畑5筆、合計面積1,147.54平方メートルの普通畑、審議番号8は、畑5筆、合計面積2,969平方メートルの樹園地及び普通畑、審議番号9は、畑7筆、合計面積1,621平方メートルの普通畑、審議番号10は、畑2筆、合計面積3,913平方メートルの普通畑、審議番号11は、畑2筆、合計面積6,281平方メートルの普通畑、審議番号12は、畑2筆、合計面積462平方メートルの普通畑、審議番号13は、畑1筆、合計面積5,791平方メートルの普通畑、審議番号14は、畑4筆、合計面積

1, 119平方メートルの普通畑、審議番号15は、畑11筆、合計面積13,697平方メートルの樹園地及び普通畑、審議番号16は、畑7筆、合計面積5,535平方メートルの施設園芸及び普通畑、審議番号17は、畑2筆、合計面積2,899.72平方メートルの樹園地で、一部農業用倉庫が含まれ、審議番号18は、畑1筆、面積783平方メートルの樹園地、審議番号19は、畑10筆、合計面積5,949平方メートルの樹園地、施設園芸及び普通畑、審議番号20は、畑1筆、面積2,011平方メートルの施設園芸及び普通畑で、一部農業用倉庫が含まれ、審議番号21は、畑1筆、面積945平方メートルの樹園地で、一部農業用倉庫が含まれ、審議番号22は、畑7筆、合計面積4,789平方メートルの樹園地、施設園芸及び普通畑で、一部がコンクリート舗装の通路として使用され、審議番号23は、畑2筆、合計面積4,907平方メートルの普通畑、審議番号24は、畑3筆、合計面積2,991平方メートルの普通畑、審議番号25は、畑1筆、面積5,353平方メートルの樹園地、審議番号26は、畑1筆、面積2,881平方メートルの樹園地、審議番号27は、畑3筆、合計面積3,433平方メートルの施設園芸で、一部農業用倉庫が含まれ、審議番号28は、畑1筆、面積3,298平方メートルの樹園地、審議番号29は、畑6筆、合計面積3,858.09平方メートルの施設園芸及び普通畑、審議番号30は、畑1筆、面積517平方メートルの施設園芸、審議番号31は、畑1筆、面積3,782平方メートルの内、3,039平方メートルの樹園地及び普通畑で、一部コンクリート舗装の通路と農業用倉庫が含まれ、審議番号32は、畑2筆、合計面積4,982平方メートルの施設園芸及び普通畑でした。

以上の申請地につきましては、一部農地として不適當と思われる箇所も見受けられましたが、今後、農地として保全及び改善が見込まれ、良好な都市環境の形成を図るために有効であると判断でき、特定生産緑地地区の対象となる農地に概ね該当するものと思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の説明のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。

浅海 議長 1番、鈴木有光委員、7番板橋睦男委員、8番、熊谷弘和委員、大野辰夫推進委員の除斥を解きます。

(鈴木・板橋・熊谷・大野委員着席)

浅海 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告案件を上程いたします。

第1号から第3号までを報告いたします。

浅海 議長 事務局に報告をお願いします。

田中主任主事 議長

浅海 議長 田中主任主事

田中主任主事 議案書の11ページから13ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について7件、報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について3件の合計10件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の14ページをご覧ください。

報告第3号地目変更登記に係る照会に対する回答について1件につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員において現地調査を行ったところ、宅地となっていましたので、会長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

浅海 議長 ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

浅海 議長 以上で、令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第9回定例総会を閉会いたします。

皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和3年11月 8日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 古川 和昭

鎌ヶ谷市農業委員会委員 川村 誠司